平成 25 年度 事務事業マネジメントシート 〔 事後評価

会計	款	項		事業コード	事業名
一般	03	02	05	0401	家庭児童相談事業

事業 期間	V	単年度繰返		期間限定	〔平成	年度	~ ₹		年度]
----------	---	-------	--	------	-----	----	-----	---------	-----

《事業目的》

児童の養育に関する相談

《事業開始の背景》

昭和41年7月1日花巻市に家庭児童相談室を設置

児童福祉法で平成17年4月から全ての市町村が家庭児童相談を行うこととされ、家庭児童福祉 に関する専門的技術を必要とする相談及び指導を行っている。

《事業概要》

○家庭児童相談室での相談業務

家庭相談員2名の配置による相談業務

家庭における児童の適正な養育とその福祉の向上のための相談や訪問調査、指導援助を実施

《事業展開の留意事項》

《成果指標》

\\\\	久木]日 [示//					
	項目	単位	区分	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(計画)
	家庭相談員の関わりが終了した	%	目標	75. 0	75. 0	
(1)	世帯の割合	70	実績	92. 8	89. 7	
2			目標			
(2)			実績			
<u></u>			目標			
3			実績			

1 -	 ベノい
分	野

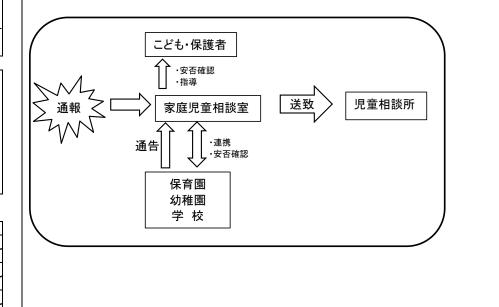
担当部(機関)	担当課(機関)	担当係長	(内線)
健康福祉部	地域福祉課	黒 沼 寿 夫	507

		25 年度	当初(現計)	補正	25 年度	26 年度
3	事業費	4, 077				
財	国県支出金					
財源	地方債					
内	その他					
訳	一般財源	4, 077				

《事業手法の詳細》

◎家庭児童相談事業 4,077千円

- ・こども課内に家庭児童相談室を設置し、家庭相談員(非常勤職員)2名を配置し、 相談や一時保護送致にあたる。
- ・相談業務を処理するため、学校、幼稚園、保育園、保健センター、児童相談所等の関係機関と連携して対処する。



平成 25 年度 事務事業マネジメントシート 〔 事後評価 〕

会計	款	項		事業コード	事業名
一般	03	02	05	0401	家庭児童相談事業

総計画	政策	地域で支える子育てと教育 ちづくり	のま	施策	安心して育てることができる子 育て支援の充実
可凹	4	りつくり		4-1	日く又1友の元天
目的	児童の養育	育に関する相談			
対象	18歳未済	満の児童とその保護者			
意図	家庭におり	ける適切な養育が確保される	5.		
《事業	概要》				
家庭	相談員24	室での相談業務 名の配置による相談業務 見意の適正な養育とその短額	よの向 ト	のための	相談や訪問調査、指導援助を実施
	(C401) (3)	で 単の 適正 な 食 目 と て の 佃 位	匠 (入) 山 工	0) <u>C</u>	怡畝で初向神雀、相等仮切を
市民参	多画の有無	(対象外			
	民協働	□ 共催	□ 実行	一委員会・協	協議会 □ 事業協力・協定
σ	D形態	□ 後接・協替	□ 補用	1 • 助成	□ 季託

	活動指標 (上記「事業概要」に対応)	単位	区分	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(計画)
(1)	相談受理児童数	人	計画	100	100	
1)	怕談文廷元里奴		実績	168	204	***************************************
(2)			計画			
(2)			実績			***************************************
(3)			計画			
0			実績			***************************************
	成果指標 (上記「意図」に対応)	単位	区分	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(計画)
(1)	家庭相談員の関わりが終了した	%	目標	75. 0	75. 0	
(1)	世帯の割合	70	実績	92. 8	89. 7	*****************************
2			目標			
(2)			実績			*****************************
3			目標			
(3)			実績			***************************************

要因分析 達成度 ☑ 目標値より高い □ 概ね目標値どおり □ 目標値より低い

相談や通告を受けた児童数は増加したが、学校や保育園等関係機関と連携して指導や見守りを した結果、家庭相談員の関わりが終了した児童が多くなっている。

《環境変化、意見•要望》

児童虐待防止法により、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は通告する義務があるため、虐待 の疑いの通告が増えている。

目的妥当性	公共関与の妥当性 ☑ 妥当である □ 見直し余地がある □ 妥当でない	児童虐待防止法により、市に児童虐待の通告があったときは、 市が当該児童の安全の確認をしなければならないこととされ、 場合により児童の一時保護送致など専門性・緊急性が要求され るため市の関与が必要である。
有効性	成果の向上余地 ☑ 向上余地がある □ 向上余地がない	関係機関との連携を図り、複雑多岐な相談に迅速かつ適切に対 応する。
効率性	事業費・人件費の削減余地 □ 事業費の削減余地がある □ 人件費の削減余地がある ☑ どちらも削減余地がない	相談の内容が複雑化し、専門的知識と経験がある家庭相談員の 対応が不可欠のため、削減は難しい。
公平性	受益と負担の適正化余地 □ 受益機会の見直し余地がある □ 費用負担の見直し余地がある ☑ 適正である	すべての児童を対象にし、偏りや不公平はない。 また、児童の権利利益の擁護を目的としているため、費用負担 を求めることは適切ではない。

《総合評価》

相談は、家庭事情等が複雑に絡むケースもあり、幼稚園、保育園、学校、警察等の関係機関との連携により総合的な相談体制の充実が必要である。